

考えてみよう人権のこと

～すべての人の人権が尊重される社会をめざして～



私たちは社会の中でたくさんの人と関わりあいながら生活しています。
私たちには、性別、年齢、障がいの有無、門地、人種、民族、社会的身分など、さまざまな違いがあります。

誰もが生き生きと暮らせるために、お互いの違いを認め合い、一人ひとりがかけがえのない存在として尊重される社会をめざしましょう。

小 山 市
小山市教育委員会

人権ってなんだろう？

人権とは、私たちが幸せに生きるための権利で、人種や民族、性別を超えてすべての人に備わった権利です。

世界では、1948（昭和 23）年 12 月 10 日に第 3 回国連総会において採択された「世界人権宣言」において、すべての人が人として尊重され、自由であり、平等であり、差別されてはならないことを定めており、国際社会の基本的ルール of の柱になっています。

日本では、1946（昭和 21）年 11 月 3 日に公布された日本国憲法において、国民主権・平和主義とともに、基本的人権の享有は侵すことができない永久の権利として保障されています。

今では当たり前のように考えられている人権は、人々の長い歴史と努力によって獲得されてきたものなのです。

性別、年齢、障がいの有無、国籍に関係なく、すべての人が暮らしやすい社会をつくるために人権について考え行動することが大切です。



日本固有の人権問題～同和問題(部落差別)～

日本には、歴史的過程の中で形づくられてきた身分的差別によって、特定の地域の出身であることやそこに住んでいる人々が日常生活の上でさまざまな差別を受けてきた問題があります。この問題は「同和問題（部落差別）」と呼ばれています。長年、この問題の解決に取り組んできたことによって、今では、生活環境などは大きく改善されました。

しかし、いまだにインターネット上の心ない書きこみや身元調査などの差別が根強く残っているのです。

2016（平成 28）年 12 月に、部落差別解消を目指し「部落差別の解消の推進に関する法律」が成立しました。私たち一人ひとりが、まったく根拠も理由もない差別で苦しんでいる人がいることを理解し、同和問題（部落差別）の解決に向けて取り組むことが必要です。

ご存知
ですか？

人権擁護委員～あなたの街の相談パートナー～

人権擁護委員は人権の擁護に関する活動を行うために、法務大臣から委嘱された委員です。
小山市では現在 14 名の委員がさまざまな活動をおこなっています。

人権に関する相談

- 面接 ●電話
- インターネット人権相談
- 子どもの人権 SOS
ミニレター など



学校への 人権啓発活動

- 人権の花運動
- 人権教室・人権講話
- 人権絵画
- 人権書道・人権作文
- 人権標語

市民への人権啓発活動

- 広報活動 ●街頭啓発
- 人権講話 など



小山市の取組 ～人権尊重の社会づくり～

小山市では、だれもお互いの違いを認め合い、安心して暮らすことができる「人権尊重の社会」の実現のために、さまざまな取組を行っています。

小山市人権尊重の社会づくり条例

2004(平成16)年4月1日施行

市と市民が共に人権尊重の社会づくりに取り組んでいくことを定めた条例で、市は必要な施策を推進していくことが明記されています。

施策の基本方針

2006(平成18)年3月策定

「小山市人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針」は、市が人権施策に取り組むうえでの基本的な考え方を示しています。

小山市人権施策推進基本計画(2017～2021)

2017(平成29)年3月策定

2007(平成19)年3月に1期目の基本計画を策定し、現在3期目。人権に関する【教育・啓発】【相談・支援】【個別課題】に対する取組を定め、推進しています。

さまざまな人権問題

それぞれ担当する部署で解決にむけた施策を推進しています。

《女性》

男女の固定的な性別役割分担意識が残っていることや女性に対する暴力などの問題が男女共同参画社会の実現を阻んでいます。



《子ども》

児童虐待や子どもが被害者となる犯罪が多発しています。いじめも重大な人権問題です。子どもも一人の人間として、尊重されなければなりません。



《高齢者》

高齢者を疎外したり蔑視したりする問題や、介護者等による身体的・精神的・経済的虐待などの問題があります。高齢者の社会参加を進めることが重要です。



《障がい者》

物理的、制度的な問題や意識上の障壁のために自立と社会参加が阻まれている状況にあります。十分な理解と配慮を行うことが重要です。



《同和問題》

特定の地域出身であることやそこに住んでいることを理由に差別を受ける問題です。同和問題の解決は国民的課題です。



《外国人》

言語や生活習慣の違いからの就労差別や入居・入店拒否などの問題や在日韓国・朝鮮人に向けたヘイトスピーチなどの問題が発生しています。



《HIV感染者・ハンセン病患者等》

不正確な知識や思い込みによって、偏見や差別が生まれ、患者や元患者、その家族が日常生活で差別されるなどの問題があります。



《犯罪被害者とその家族》

事件の直接的な被害だけではなく、精神的・経済的負担に苦しんだり、プライバシーが侵害されたりするなどの問題があります。



《インターネットによる人権侵害》

匿名性や情報発信の容易さを悪用した他人を誹謗・中傷する表現や差別表現の流布・個人情報の掲載などの問題が頻発しています。



《災害に伴う人権問題》

災害時や緊急時において、社会的に弱い立場にある人がより一層厳しい状況におかれることや、避難所におけるプライバシーの確保、風評被害などの問題が起きている。



《その他の人権問題》

- アイヌの人々
- 刑を終えて出所した人等
- 性的指向・性自認(性的少数者)にかかわる人権問題
- ホームレス
- 拉致問題等
- 人身取引(トラフィッキング)



小山市の人権に関する相談窓口

小山市では、課題の内容に応じてさまざまな相談窓口を設けています。また、人権相談ではすべての人権問題の相談を受け付けています。詳細は小山市ホームページまたは「広報小山」でご確認ください。

2019(平成31)年3月1日現在

課 題	名 称 等	内 容	相談日 (原則)	時 間	連 絡 先	電話 (0285)
人権全般	人権相談 ＜人権擁護委員＞	人権全般	第2金曜	10:00～15:00	人権推進課	22-9292
女性	女性のための心の相談 ＜女性カウンセラー/予約制＞	人間関係や心の健康のこと	第4月曜	13:30～16:15	男女共同参画課	22-8078
	女性の生き方なんでも相談 ＜女性弁護士/予約制＞	家庭や仕事などに関する法律相談	第4金曜	10:00～12:00	男女共同参画課	22-8078
	ひとり親家庭及び婦人相談 ＜母子父子自立支援員兼婦人相談員＞	ひとり親家庭等の生活上のこと	月～金	9:00～17:00	子育て包括支援課	22-9627
	DV相談	DV(ドメスティック・バイオレンス)に関すること	月～金	9:00～17:00	配偶者暴力相談 支援センター	22-9602
子ども	家庭児童相談 ＜家庭相談員＞	児童虐待・子育て相談	月～金	9:00～17:00	子育て包括支援課	22-9626
	子育て家庭生活相談 ＜スクールソーシャルワーカー＞	親と子のための 学校生活・家庭生活相談	月～金	9:00～17:00	子育て包括支援課	22-9664
	青少年相談室 ＜青少年相談員・青少年電話相談員＞	学校生活・子育て・発 育など	月～金 月～日	9:00～17:00 10:00～17:00	面接相談＜予約制＞ 電話相談	25-4002 25-4006
	不登校適応指導教室(アルカディア) ＜教育相談員＞	不登校など	月～金	9:30～16:00	学校教育課	22-9655
高齢者	高齢者サポートセンター(地域包括支 援センター・市内6ヶ所)での相談	介護保険、認知症、虐 待など生活全般	月～金	8:30～17:15	地域包括ケア推進課	22-9616
	認知症相談 ＜認知症地域支援推進員＞	周囲の方の対応方法、 医療や保健福祉サービ スの導入など	月～金	8:30～17:15	地域包括ケア推進課	22-9853
	「あすてらす おやま」	福祉サービスの利用援 助や金銭管理など	月～金	8:30～17:15	社会福祉協議会	22-5353
障がい者	障がい者相談 ＜相談員＞	心配や悩み、福祉サー ビスなど全般	月～金	8:30～17:15	障がい児者基幹相談 支援センター	23-5050
	「あすてらす おやま」	福祉サービスの利用援 助や金銭管理など	月～金	8:30～17:15	社会福祉協議会	22-5353
	こころの相談 ＜精神科医師/予約制＞	こころの悩み	奇数月火曜 (隔月1回)	14:00～15:30	福祉課	22-9619
同和問題	隣保事業生活相談 ＜生活相談員＞	地域や生活上のこと	月～金	8:30～17:15	人権推進課	22-9292
外国人	外国人相談 ＜相談員＞	生活全般	月～金	8:30～17:15	外国人相談室	22-9439
	外国人ふれあい子育てサロン	育児相談	月～金	9:00～17:00	外国人地域支援センター	23-1042
HIV・ ハンセン病	県南健康福祉センターと連携	就労・その他	月～金	8:30～17:15	健康増進課	22-9524
犯罪被害者	被害者支援センターとちぎと連携	被害者支援	月～金	8:30～17:15	生活安心課	22-9282
インター ネットの 人権侵害	宇都宮法務局栃木支局と連携	差別的表現の流布	月～金	8:30～17:15	人権推進課	22-9292
その他	法律相談 ＜弁護士/予約制＞	法律的なこと	第3日曜	9:30～12:30	生活安心課	22-9282
	心配ごと相談 ＜相談員＞	生活全般のこと (第2・第4火曜日は 13:00～15:00)	毎週火曜	10:00～15:00	社会福祉協議会	22-9501
	心配ごと相談 ＜弁護士/予約制＞	法律的なこと	第2・4火曜	10:00～12:00	社会福祉協議会	22-9501